

令和 8 年度断熱改修の新サービス創出に向けたアクセラレータープログラム
「断熱改修に関わる企業の新サービスの実証・事業化に係る協働プロジェクトを行う断熱改修に関わる企業とスタートアップ事業者」募集要領

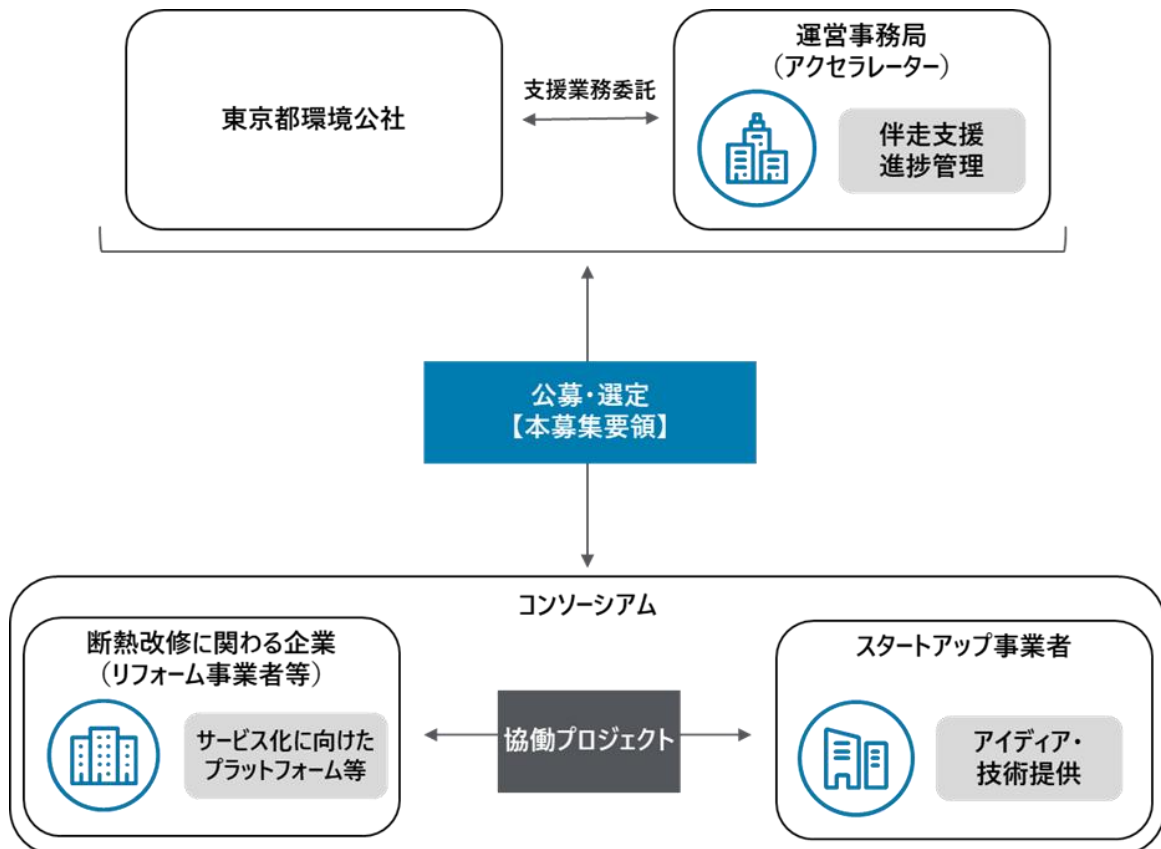
1. 事業目的

東京都は、2030 年までに都内における CO2 排出量を半減し、その先 2050 年までに CO2 排出量を実質ゼロとする「ゼロエミッション東京」の実現を目指しています。この実現に向けては、住宅の省エネ対策の促進が不可欠です。

公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）は本事業を通じ、住宅の断熱改修を進めるための新しいサービスの創出に向け、住宅の断熱改修に関わる企業とスタートアップ事業者（以下「コンソーシアム」という。）による断熱改修の新サービスのスキームにかかる実証・事業化を促すことで、住宅の断熱改修の促進を図ります。

2. 事業内容

本事業では、公募により選定したコンソーシアムによる協働プロジェクトに関して、両者がより円滑かつ有意義に協働プロジェクトを実証・事業化できるよう運営事務局が支援いたします。実施スキームは以下のとおりです。



3. 年間スケジュール

公募期間	令和8年6月30日～7月31日
審査・選定	令和8年8月1日～8月下旬
助成金交付申請の手続き	令和8年8月下旬～9月下旬 ※1
実証・事業化の伴走支援	助成金交付決定通知日～令和10年1月頃 ※2
結果とりまとめ	令和10年1月～2月頃予定 ※2
助成金実績報告の手続き	助成事業完了後すみやかに提出 最終期限：令和10年6月30日

※1 採択の通知を受けてから2週間以内に交付申請が必要です。

※2 実証・事業化支援において想定される事業完了の最終期限（本期限までの実施を強制するものではありません。）

4. 支援内容

本事業では、公募により選定したコンソーシアムによる協働プロジェクトに関して両者がより円滑かつ有意義に協働プロジェクトを実証・事業化できるよう、運営事務局が調整役や技術面でのサポート（以下「伴走支援」という。）を行います。具体的には、新サービスの創出に向け、計画見直しから実行、実証結果のとりまとめにおいて、運営事務局が以下に関する助言等を行います。

- ① 進行支援
- ② 横展開先のマッチング支援
- ③ アンケート・ヒアリング調査の設計と実施支援
- ④ 検証に必要となる関連製品・サービスの調達支援

5. スタートアップ事業者に対する助成金制度

- ・ スタートアップ事業者における実施に係る費用は、審査を行った上で支援します。
- ・ スタートアップ事業者1社あたりの助成金交付額の上限は1,000万円となります。ただし、スタートアップの資産取得につながるものは対象外とします。
- ・ 助成対象経費の審査は助成金交付申請時に行います。助成対象事業者となった場合であっても、本事業への応募書類の様式3「コスト試算表」に「助成金交付申請を行う経費」として計上した経費がすべて助成対象経費になるとは限りません。計上された経費が助成対象外であると判断されるときは、助成金交付決定額が減額となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。なお、助成金交付決定額は、助成金交付候補者の採択時点の助成金申請額を上回ることはできません。

- ・ 詳細については、「断熱改修の新サービス創出に向けたアクセラレータープログラム助成金交付要綱」及び「助成金交付申請・実績報告ガイド」をご確認の上、ご不明点については運営事務局までお問い合わせください。

<主な費用の例>

経費区分	主な事例
人件費	本事業に直接従事する従業員に対して支払われる給与・賃金（パート・アルバイトを含む） ※運営費の助成対象期間開始日より前に雇用した者を含む。
工事費・設備費	本事業実施のために必要となる施設・機器類の施工・設置費（納品の際の配送費を含む）
備品費・消耗品費	本事業にのみ使用する専用工具、装置の購入費、試作用の材料費（購入を行う際の配送費を含む）
委託費	システム外部開発、データ分析など、外部業者へ委託する費用
賃借料	事業実施のために一時的に借りる作業場や機器のレンタル・リース料
使用料	クラウドサーバー（AWS等）の利用料、必要なSaaSツールのライセンス料
印刷製本費	成果報告書、実証実験用のアンケート・チラシの印刷代

6. 募集対象

住宅の断熱改修を進めるための協働プロジェクトの推進に取り組み、課題解決および社会実装に意欲的であり、以下の（１）から（６）までの全てに該当する企業によるコンソーシアムを募集します。なお、コンソーシアムを構成するスタートアップ事業者については、別表１「スタートアップ事業者の適格要件」を満たす事業者とします。

- （１）住宅の断熱改修に関わる企業（リフォーム事業者等）とスタートアップ事業者で構成されるコンソーシアムであること

- (2) 協働プロジェクト創出に向けたワークショップなどに参加し、協働プロジェクトの実証・事業化に向けてコンソーシアム構成員と連携すること
- (3) 本事業の趣旨を理解し、意欲的かつ継続的に取り組む姿勢を示していること
- (4) 住宅の断熱改修に関する革新的な課題解決を目的として取り組むべき協働プロジェクトの事業計画を持っていること
- (5) 上記(4)の実現に向けて、自社の持つ経営資源(技術、ノウハウ、顧客ネットワーク、施設等)を積極的に活用できること
- (6) スピード感を持って、他企業等との連携に取り組み、令和9年度末時点で成果について情報発信ができること

7. 応募方法

応募を希望するコンソーシアムは、下記応募書類を締切日までに事務局メールアドレス宛に添付ファイルにてメール送付ください。事務局より、受付完了メールを返信しますので、ご確認ください。なお、1コンソーシアム当たり応募は1件までとします。

※ メールに応募書類を添付できない場合は、ファイル共有ツールのダウンロード先リンクを事務局までお送りください。

※ 締切：令和8年7月31日（金）23:59

<応募書類一覧>

No	資料名	記載事項
様式1	エントリーシート	代表事業者名、所在地、連絡先等を記載
様式2	企画提案書	協働プロジェクトの概要、中長期に目指す姿、ビジネスモデル、プロジェクトの内容、体制、スケジュール等を記載
様式3	コスト試算表	① 事業全体のコスト試算表 ② 助成金を希望する対象費目
任意様式	企業と連携していることを示す書類	協働プロジェクトを実施するスタートアップ企業と断熱改修に関わる企業が断熱改修に関する新サービスの組成・試行を既に実施していることが確認できる書類

※ 助成金の交付のためには、別途交付申請等の手続きがございます。詳細は「断熱改修の新サービス創出に向けたアクセラレータープログラム助成金交付要綱」をご確認ください。

8. 選考について

以下の審査基準に基づき、原則書類による審査を通して、プログラム支援対象となるコンソーシアムを3組程度選定します。なお、審査には、外部有識者が審査員として参加します。

※応募多数の場合は、プレゼン審査を行うことがあります。

※プレゼン審査の内容及び日程については、応募いただいた企業に別途ご案内します。

<審査基準>

項目	審査基準	点数
① 実現可能性	・企業とスタートアップ企業とが連携し断熱改修に関する新サービスの組成・試行を既に実施しており、社会実装に繋がり得る成果が出ているか。 ・事業化に向けたスケジュール・具体的な計画が練られているか。 ・本プログラムへの応募に先立ち実施している試行結果（市場ニーズ・試作品開発等の検証結果）を踏まえた計画となっているか。	10
② 課題の把握	・社会実装に向けたボトルネックなど、課題となる事項を認識し、対応策を検討しているか。 ・実証内容が現行の法規制等を踏まえて問題ないか。	5
③ 事業拡張性	・創出を目指す新サービスが、断熱改修の担い手である工務店等の課題（断熱改修の促進や、人手不足、専門知識不足など）の解決に資するもので、該当する事業者等の利用が見込まれるか。 ・創出を目指す新サービスが消費者側の課題（断熱効果の認知不足、改修費用、業者選びの難しさなど）の解決に資するものであり、多くの都民の利用が見込まれるか ・事業化後、継続的に市場に供給できる体制があるか ・継続的かつ安定的に市場へサービスを供給できる体制（人材・施工・供給網等）が具体的かつ現実的に検討されているか。	10
④ 本事業の理解度	・新サービスが、本事業の目的（住宅の断熱改修の促進）の実現につながるものであるか。 ・断熱改修におけるどのプレイヤーの課題を、どのように解決するかが明確であるか。	5
⑤ 熱意・意欲	・本事業に対する意欲・コミットメントが高いか。 ・本事業によって創出された断熱改修の新サービスによって、ゼロエミッション東京の実現に向けた取り組みを加速させることが期待されるか。	10

9. 留意事項

(1) 以下の場合には、選考対象外とさせていただきますので、御了承ください。

- ・応募者が、法令等若しくは公序良俗に違反し、又はそのおそれのある場合
- ・暴力団等反社会勢力との関係を過去又は現在において有している場合
- ・応募内容に不備がある場合
- ・応募者が、応募に際して虚偽の情報を記載し、その他公社及び運営事務局に対して虚偽の申告を行った場合

(2) 本支援プロジェクトとして採択された際には、採択を受けた断熱改修に関わる企業・スタートアップ企業及びプロジェクト名、プロジェクト概要を公表し、HP 等に記載する場合があります。企業名等の公表に同意できない場合は、採択を取り消します。

(3) 採択プロジェクトの審査、選定及び承認に関して、公社及び運営事務局は採択プロジェクトの事業計画等について、一切の保証を行うものではありません。

(4) 本事業については、関係法令等を遵守し、選定されたコンソーシアム（断熱改修に関わる企業、スタートアップ企業及び協力企業等）の責任で実施していただきます。実施に際して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、当該コンソーシアムがその費用を負担することとします。また、法的な確認等が取れない場合、採択見送りとなることがあります。

(5) 採択された場合には、以下のア～ウにご協力ください。

ア 事務局との定期的なミーティング（月に1回程度）を実施し、進捗状況や課題等についての共有・協議の場を設けること

イ プロジェクト結果を検証するための、事後調査（アンケートやインタビュー）や、プロジェクトで得られた情報等（個人情報を除く）を必要に応じて提供すること

ウ 本事業を広く PR することを目的とした、プロジェクト期間中の映像撮影や、当該映像等の公表等、本事業の取組に係る情報発信に関すること

(6) 応募にあたってご提供いただく個人情報を含む応募情報は、本事業実施にあたって必要な範囲で共有、利用されます。応募情報を事前の同意なく東京都、公社及び運営事務局以外の第三者に提供することはありません。

(7) ご提出いただく応募様式及びその他関連資料は、選考に用いるため外部有識者に共有します。

10. 問い合わせ先

断熱改修の新サービス創出に向けたアクセラレータープログラム運営事務局

メール：dannetsu-accelerator-tokyo_jimukyoku@tohmatsumatsu.co.jp

※本事業は公益財団法人東京都環境公社からデロイト トーマツ ベンチャーサポート株式会社が受託し、運営しています。

【別表1】スタートアップの適格要件

(1) 本事業におけるスタートアップの定義

以下のア又はイを満たすこと

ア 概ね創業（第二創業を含む。）10年を超えず、応募時点で株式市場において未上場であること。

イ 「優れた技術・製品等を有するスタートアップに係る等級によらない入札参加制度の対象事業追加について」（令和7年3月25日東京都財務局）「2 対象事業者」の①に該当する事業者、または「令和7年度断熱改修の新サービス創出に向けたアクセラレータープログラム」（令和7年6月18日7環気家第158号）に選定された事業者

(2) 本事業におけるスタートアップの選定の諸条件

- ・東京都内において事業展開を行っていること。又は行おうとしていること。
- ・既に売上計上しているプロダクト・サービス（断熱のプロダクト・サービスでなくても良い。）を有する事業者であること。
- ・プロジェクトの実施能力を有しており、かつ、財務状況が健全であり、本事業を事業期間内に遂行できる見込みがあること。
- ・同一事業期間内に、本事業に対する国や他の地方自治体からの同一の委託や助成を受けていないこと。
- ・東京都からの指名停止措置を講じられていないこと。
- ・会社更生法（平成14年法律第154号）第17条及び第30条の規定による更生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。
- ・民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- ・反社会的勢力又はそれに関わる者との関係がないこと。
- ・法令等もしくは公序良俗に反していない、あるいは反するおそれがないこと。
- ・本事業の趣旨を理解し、意欲的かつ継続的に取り組む姿勢を示していること。
- ・円滑かつ効果的な事業遂行のために、十分な推進体制が確保できること。また、断熱改修アクセラレーターや企業等の関係者との密な連絡体制を確保できること。
- ・協働プロジェクトのための打ち合わせ、定期的な進捗報告、成果報告（成果報告会への出席など）等に取り組むこと。
- ・本事業の写真・動画を広報に利用することに同意すること（ただし、財産権を伴う技術情報など、公表に適さないものを除く。）。

以上